

まずはじめにお読みください

法的に有効な自筆証書遺言を書くときの注意点

「自筆証書遺言」とは、遺言者が自分でしたための遺言のことです。せつかく書いた自筆証書遺言が、有効なものとして認められるように、必ず次の要件を満たしてください。

(1) 全文をご自身で書きましょう

サンプルの遺言書は、当然のことながら自筆ではありませんのでこのままでは有効な遺言とはいえません。

ワープロなどで入力した電磁記録、ビデオ、テープレコーダーで録音したカセットテープなど自筆によらないものは無効になってしまいます。

また他人に代筆させたものも無効です。(行政書士等に代理人になってもらって代筆してもらっても無効です) その点ご注意ください。

(2) 日付と名前を忘れずに書きましょう

遺言は後から作成されたものが優先します。日付を書くことが要件となっているのは、2通以上の遺言が作成された場合、どちらが最後に書かれたものかを判断するためです。名前は楷書でフルネームを書きましょう。

(例外もありますがここでは省略します)

(3) 実印を押印しましょう

印鑑は、できるだけ実印を押印しましょう。

(ただし認印が無効になるわけではありません)

(4) しっかり保管しましょう

封筒に入れ、封印してしっかり保管しましょう。

(5) 発見されるよう工夫しましょう

発見されなければ意味がありません。普段は人目につかず、万一の際は発見されやすいところに保管する工夫をしてください。